

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2022 年 1 月 14 日号 (No.367)

I. 重要法令等の解説

1. 「ビジネス環境刷新試験運用業務の展開に関する意見」
2. 「人民法院による持分強制執行における若干問題に関する規定」

II. 注目法令等の紹介

1. 「市場監督管理行政処罰案件違法所得認定規則（意見募集稿）」
2. 「保険仲介市場対外開放関連措置の明確化に関する通知」
3. 「商標一般違法判断基準」

III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 石本 茂彦
☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉
☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石
☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光
☎ 03-6266-8748

本号編集責任者：康 石

I. 重要法令等の解説

1. 「ビジネス環境刷新試験運用業務の展開に関する意見」

(原文「关于开展营商环境创新试点工作的意见」)

国発【2021】24号

国务院 2021 年 11 月 25 日公布、2021 年 11 月 25 日施行

執筆担当：沈 陽、水本 真矢、森 規光

「ビジネス環境刷新試験運用の展開に関する意見」（以下「本意見」という。）は、主要 6 都市において、ビジネス環境の最適化のための試験運営策を規定したものである。本意見は、行政手続きの簡素化・利便化や管理の完全化を中心に重点的任務を掲げ、その具体的な改革策を挙げている。改革策は、まず主要 6 都市において実施され、順次全国範囲で拡大適用されることが想定されている。

国务院は、北京、上海、重慶、杭州、広州、深センの 6 都市（以下「対象都市」という。）を対象として更なるビジネス環境の最適化のための改革策を定める本意見を公布した。

(1) 概要

本意見は、10 項目の重点的な任務を掲げた上で（二）、各重点任務における具体的な改革策を列挙している（付属文書 1）。改革策として各管理分野の行政手続きの簡素化、利便化や管理の完全化を中心に、全部で 101 項目が挙げられている。これらの改革策を実際に遂行するために、国务院の関連部門及び対象都市の所在の省、市の各政府が実施法案を制定することが想定されている（三（十四））。すなわち、基本

中国最新法令〈速報〉

的に本意見の規定をもって具体的な制度変更が行われるわけではない。なお、本意見の改革策は定期的に評価し、今後全国範囲で順次適用される予定となっている（三（十七））。

(2) 主な改革策

改革策の中で重要性が高いと思われるものを紹介する。

ア 「一営業許可書／証書多住所」（原文「一照多址／一证多址」）の推進

具体的には、公共の安全や生命健康に直接かかわらない分野において、支店について営業許可を受けた際の支店登記を免除し、本店の営業許可書に支店の住所を追記する形で登記を行うことを認めること（一照多址）や、一定の区域内に経営項目が同一の複数の支店を開設する際に、許可条件を満たすことを誓約することで、支店の経営許可の再取得を免除すること（一证多址）などが言及されている（二（四）、付属文書 1 の一 1 項）。

イ 市場参入・撤退の効率化・透明化

具体的には、企業等の名称登記、登記情報変更、銀行口座開設の手続きの利便化、市場参入の不合理な条件の撤廃を行う一方、簡易抹消制度を全面的に実施する。さらに、市場監督管理、社会保障、税務、税関等に対する年度報告の一本化（原文「多报合一」）改革を推進する（二（五）、付属文書 1 の二 13 項）。

ウ 新しいビジネスモデルの発展サポート

具体例として、インテリジェントコネクテッドカー向けに高精度地図を使用開放する試験運用や、知的財産権対価決定の市場化及び取引プラットフォームの構築、知的財産権の証券化の試験運用の展開（二（七）、付属文書 1 の四 32、33 項）が定められている。

エ 国際貿易の利便化向上

具体的には、「一つの窓口」（原文「単一窓口」）を通じて国際貿易の通関、物流、貿易サービスを利用できるようにし、全過程のペーパーレス化を推進する（二（八）、付属文書 1 の五 41、42 項）。

オ 渉外商事の「ワンストップ」紛争解決センターの構築

具体的には、調解組織、仲裁機構等を利用できるマルチな紛争解決プラットフォームを提供し、調解組織、仲裁機構の外国調解員、仲裁員の導入も進める（二（九）、付属文書 1 の六 48 項、49 項）。

その他、投資及び建設の利便性の向上、公平な競争秩序の維持、監督管理の健全化、市場主体の財産権及び合法的な権益の保護、経常的な企業向け行政サービスの刷新等についても改革項目が多岐にわたり規定されている（二（六）、二（十）から（十三））。

（全 3 条）

中国最新法令 < 速報 >

2. 「人民法院による持分強制執行における若干問題に関する規定」

(原文「关于人民法院强制执行股权若干问题的规定」)

法釈【2021】20号

最高人民法院 2021年12月20日公布、2022年1月1日施行

執筆担当：原 潔、福島 翔平、宇賀神 崇

中国では、持分に対する強制執行は、他の財産に対する強制執行に比べて、法令上手続きが明確ではないこと、執行債務者等による執行逃れが散見されることから、実務上執行の難易度が高いとされてきた。

「民事訴訟法」「会社法」等の持分執行に関する規定を統一して持分凍結の手続の明確化等詳細な規定を設けるとともに、執行債務者等による執行妨害を防止し持分価値の毀損を防止することで、当事者及び利害関係人の利益を保護するため、最高人民法院は「人民法院による持分強制執行における若干問題に関する規定」(以下「本規定」という。)を制定した。

(1) 適用対象

本規定は、有限責任会社の持分及び株式会社の株式(以下「持分」と総称する。)に適用されるが、証券取引所¹に上場し取引される株式会社の株式は適用対象から除外される(1条)。

本規定の適用対象は、あくまで持分であり、当該持分の発行会社が保有する財産を強制執行の対象とすることはできない(2条)。

(2) 持分の凍結の手続

従来、持分凍結²の手続は統一されておらず、有限責任会社の場合は会社登記機関に対する送達、持分の保管委託を行う株式会社の場合は保管受託機構に対する送達、持分の保管委託を行わない株式会社の場合は当該株式会社に対する送達によって、持分凍結手続が行われており、持分発行会社の種類や委託状況によって凍結手続が異なるため、実務上混乱が生じていた。そのため、本規定では、会社登記機関に対する送達により凍結手続を行い、国家企業信用情報公示システムで公示することに統一した(6条1項)。

また、本規定は、持分凍結は上記公示システムで公示された時点で法的効力が生じるとし、多数の法院が同一の持分を凍結する場合には、先に公示された凍結命令が優先することとされた(6条1項)。

¹ 法に従い設立された証券取引所、及び國務院が認可したその他の全国的証券取引場所をいう(1条)。

² 凍結とは、被執行人が執行通知どおり義務を履行しない場合における強制執行の方法の一つである(民事訴訟法251条)。持分が凍結された場合、凍結持分の移転・譲渡、被執行人への配当金の支払が制限される(「人民法院の執行に関する若干問題についての規定(試行)」38条)。

中国最新法令〈速報〉

(3) 凍結持分の価値保全

本規定では、凍結された持分の価値が毀損されるリスクを防止するため、以下の対応措置が定められた。

- ① 人民法院は、持分発行会社が凍結持分の割合及び価値に重大な影響を及ぼす行為（増資、減資、合併、会社分割等）を実施する場合、人民法院に対して報告するよう要求できる³（8条1項）。
- ② 持分発行会社又はその董事、高級管理職が故意に凍結持分の価値に重大な毀損を生じさせ、執行債権者の債権実現に影響を及ぼす場合、執行債権者は訴訟を提起することができる（8条3項）。

(4) 執行持分の価値保全

執行債務者から執行債権者への持分の引渡を命じる判決又は裁定がなされた後、持分発行会社が増資又は減資により持分割合を引き下げ又は引き上げる場合、人民法院は以下の方法により処理するとされている（16条）。

- ① 判決又は裁定において引渡される持分の出資額が確定している場合、当該出資額に基づき持分を引き渡す。
- ② 判決又は裁定において一定の割合の持分の引渡のみ確定している場合、当該判決又は裁定がなされた時点の当該持分割合に対応する出資額が、現在の会社登録資本金額に占める割合に応じて持分を引き渡す。

(5) 持分評価が困難な場合の執行方式

実務上、持分に対する強制執行において、持分の評価が難しい問題が生じていた。当該問題を解決するため、人民法院は、持分の参考価格を確定するために必要な関連資料を提出するように、登記機関や持分発行会社に命じることができるとし、また、会計監査機構に対して、持分発行会社の会計監査を委託することができることとされた（11条）。

(6) 持分競売の方式・手続

持分の競売に際しては、オンラインで競売を行わなければならない（13条1項）。また、被執行人が法に従い出資義務を履行していない場合や引き受けた出資の履行期限が到来していない場合、関連法令や定款・株主間契約等に譲渡制限が規定されている場合、被執行人や利害関係者はこれらを理由に競売に反対することができないとし、人民法院は、競売公告において被執行人の引受出資額、払込出資額及び出資期限等の情報を明記しなければならないとされている（14条）。

（全 19 条）

³ 持分発行会社が人民法院に報告しないで当該行為を実施した場合、民事訴訟法 114 条に従って協力義務命令の発令や過料が科される（8条2項）。

中国最新法令 < 速報 >

II. 注目法令等の紹介

1. 「市場監督管理行政処罰案件違法所得認定規則（意見募集稿）」

（原文「市场监督管理行政処罰案件違法所得認定办法（征求意见稿）」）

国家市場監督管理総局 2021 年 12 月 6 日公表、意見募集期限 2022 年 1 月 5 日

執筆担当：姚 珊、塩崎 耕平、井村 俊介

行政処罰に関する法律としては、「行政処罰法」があり、その中で規定される行政処罰の一種として違法所得の没収がある。同法については、初めて法律において違法所得の定義を明確にする⁴等の改正がなされ、2021 年 7 月 15 日に施行されている⁵。しかし、違法所得の計算方法については、旧国家工商行政管理総局が 2008 年 11 月 21 日に「工商行政管理機関行政処罰事件違法所得認定規則」（以下「現行規則」という。）を公布したものの、市場監督管理部門の再編等から、実務上適用規範が複数存在する事態が生じており、基準が統一されていないという実情があった。このような問題を解決するため、改正後の「行政処罰法」の実施細則として、国家市場監督管理総局から 2021 年 12 月 6 日に「市場監督管理行政処罰案件違法所得認定規則」（以下「本規則」という。）の意見募集稿が公表された⁶。

現行規則においては、当事者が違法に商品を生産し、販売し、又はサービスを提供して取得した全収入から、当事者が直接経営活動に用いた「適当な合理的支出」を控除したものを違法所得とすることが規定されている。しかしながら、「適当な合理的支出」についての認定基準がなく、実務上の運用は必ずしも統一されたものになっていない。そこで、本規則は、「適当な合理的支出」を「必要支出」に変更し、その範囲を明確にしている。

本規則では、「必要支出」について、生産経営活動における原材料又は商品の購入価格を指すとされている（5 条）。また、以下の①から④に掲げる場合には、必要支出として収入から控除しないと規定されている。つまり、①原材料又は商品の出所が合法ではない場合、②人身、財産の安全を保障する条件を満たしていない場合、③食品安全、薬品安全、特種設備安全に係る違法行為により公民の生命健康及び財産の安全又は社会公共利益に重大な危害を及ぼす場合、又は④市場監督管理部門による違法行為の調査を拒絶、妨害し、又はこれに干渉する場合や悪意をもって証拠を偽造し、隠匿し、隠滅する場合が、必要支出として控除しない場合として挙げられている（6 条）。

上記に加えて、本規則では、違法所得を正確に計算することが困難である場合、市場監督管理部門は、違法所得を具体的な過料金額を確定する際の考慮要素としなければならないとする規定を新設している（11 条）。

⁴ 行政処罰法 28 条 2 項では、違法所得とは、違法行為を実施することにより取得した金員をいい、法律、行政法規、部門規則に違法所得の計算につき別段の定めがある場合は、その定めによるとされている。

⁵ [本ニュースレターNo.346（2021年2月12日発行）](#)をご参照。

⁶ 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法令としての効力を有しない。

中国最新法令 < 速報 >

(全 13 条)

2. 「保険仲介市場対外開放関連措置の明確化に関する通知」

(原文「关于明确保险中介市场对外开放有关措施的通知」)

中国銀行保險監督管理委員會 2021 年 12 月 3 日公布、2021 年 12 月 3 日施行**執筆担当：戴 楽天、水本 真矢、井村 俊介**

中国では、近年、外資による保険会社の参入規制の緩和が進められた⁷。この度、中国銀行保險監督管理委員會は、中国における保険業の開放を更に拡大し、保険業の発展を促進するため、「保険仲介市場対外開放関連措置の明確化に関する通知」(以下「本通知」という。)を公布し、保険仲介業(保険代理、保険仲立、保険アジャスター)の外資の参入規制を緩和した。

まず、本通知は、2002 年 3 月 12 日に中国銀行保險監督管理委員會が、「我が国の WTO 加盟法律文書の保険業関連内容の配布に関する通知」で規定した保険仲立業への参入規制(外資が保険仲立会社を設立するにあたっては、出資者が①WTO 加盟国において 30 年を超える経営の歴史を有すること、②中国で駐在員事務所を設立して連続で 2 年以上が経過していること、③設立申請を行う前年度の総資産が 2 億米ドルを下回らないことの要件を満たさなければならない)を撤廃した(1 条)。

また、これまで外資による保険仲介業のうち保険専門仲介業を営むことができるのは「外国の保険専門仲介機構⁸又は外資保険会社」が中国に設立した保険専門仲介機構に限定されていたが、本通知により、「外国の保険集団会社⁹や中国で設立された外資の保険集団会社」が中国に設立した保険専門仲介機構も保険仲介業を営むことができるとされた(2 条)。

なお、保険仲介業を開始しようとする外資保険専門仲介機構は、業務開始前に、法令に従って届出を行い、又は関連業務許認可を取得しなければならず、また、「保険代理人監督管理規定」や「保険仲介行政許可及び届出実施規則」等で規定されている内資と同様の参入規制に服するが、本通知ではこの点が改めて確認された(3 条)。

(全 3 条)

⁷ [本ニュースレターNo.314 \(2019 年 11 月 15 日発行\)](#) 及び [No.349 \(2021 年 4 月 9 日発行\)](#) をご参照。

⁸ 保険専門仲介機構には、保険専門代理機構、保険仲立機構及び保険アジャスター機構が含まれる(2 条)。保険仲介業を営む会社にはその他保険代理業務を兼業する兼業代理機構が存在する。

⁹ 「外国の保険集団会社」とは、所在国の法に基づく登記登録を経て、集団内の 1 社又は複数社の保険会社に対して支配、共同支配を行い、並びに重大な影響を与える会社をいう(「外資保険会社管理条例実施細則」32 条 1 項)。

中国最新法令 < 速報 >

3. 「商標一般違法判断基準」

(原文「商標一般違法判断标准」)

国知発保字【2021】34号

国家知的財産権局 2021年12月13日公布、2022年1月1日施行

執筆担当：高玉婷、五十嵐 充

国家知的財産権局は、2021年12月13日に「商標一般違法判断基準」(以下「本基準」という。)を公布した¹⁰。中国では、実務上、商標使用の管理秩序に反して公共利益を害する違法行為を、商標権侵害案件と区別し、商標に関する一般的な違法案件として取り扱う¹¹。本基準は、商標使用の管理秩序に反する行為を「商標に関する一般的な違法行為」と定義した上で類型化し(3条)、その判断基準を定める。

本基準は、未登録商標であっても、商標法10条に定める商標使用が禁止される標章、例えば、社会主義道徳に害となるもの等を使用することを禁止する(5-16条)。また、本基準は、商業活動の中で「馳名商標」の文字を使用する行為(17条)及び商標登録者が登録商標を使用する中で、登録商標、登録者の名義、所在地又はその他の登録事項を自ら変更する行為(18-21条)等の商標に関する一般的な違法行為に対する具体的な判断基準等を明確にした。

商標に関する一般的な違法行為に対しては、これまで商標に係る法執行を担当する部門が商標法等の関連法規上の規定に基づき実務的に取り締ってきたものであり、本基準によって直ちに実務的な運用が大きく異なるものではないと思われるが、商標に関する一般的な違法行為の判断基準を詳細に定め、取締りに指針を提供する点に本基準の意義がある¹²。企業としては、商業活動の中で登録商標、未登録の商標又は商標に関する表示を使用する際、本基準に定める商標に関する一般的な違法行為に抵触しないように注意すべきである。

(全35条)

III. その他の法令等一覧

2021年12月8日から12月21日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである(上記にて取り扱った法令等を除く。)

¹⁰ 本基準の意見募集稿について、[本ニュースレターNo.359 \(2021年9月21日発行\)](#)をご参照。

¹¹ 国家知的財産権局による「商標一般違法判断基準」に関するQ&A(2021年12月31日)
https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzA3ODU0NDc0OA==&mid=2653637327&idx=3&sn=b04145e9dcd10e141bf6ee87c22821cc&chksm=849ec69cb3e94f8ad00f0b27b5daf7cc17a2b2778072155784b67ad7a7f2175171d2a4080b8e

¹² 国家知的財産権局の「『商標一般違法判断基準』の制定に関して」(2021年12月14日)
https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/14/art_53_172189.html

中国最新法令 < 速報 >

- ① 「工業分野データ安全管理試験運用業務の組織及び展開に関する通知」
(原文: 关于组织开展工业领域数据安全管理工作试点工作的通知)
(工業情報化部、2021年12月14日公布、2021年12月14日施行)
- ② 「保険資産管理会社管理規定 (意見募集稿)」
(原文: 关于《保险资产管理公司管理规定 (征求意见稿)》公开征求意见的公告)
(中国銀行保險監督管理委員會、2021年12月10日公表、意見募集期限2022年1月10日)
- ③ 「市場参入ネガティブリスト違反事例収集及び通報制度の構築に関する通知」
(原文: 关于建立违背市场准入负面清单案例归集和通报制度的通知)
(国家發展改革委員會、2021年11月19日公布、2021年11月19日施行)
- ④ 「農業農村部行政許可実施管理規則」
(原文: 农业农村部行政许可实施管理办法)
(農業農村部、2021年12月14日公布、2022年1月15日施行)
- ⑤ 「ラジオテレビ行政処罰手続規定」
(原文: 广播电视行政处罚程序规定)
(国家ラジオテレビ総局、2021年12月10日公布、2021年12月10日施行)
- ⑥ 「ラジオテレビ行政処罰聴問規則」
(原文: 关于印发《广播电视行政处罚听证规则》的通知)
(国家ラジオテレビ総局、2021年12月10日公布、2021年12月10日施行)
- ⑦ 「理財会社理財商品流動性リスク管理規則」
(原文: 理财公司理财产品流动性风险管理办法)
(中国銀行保險監督管理委員會、2021年12月10日公布、2022年5月10日施行)
- ⑧ 「国家医薬備蓄管理規則 (2021年改正)」
(原文: 关于印发《国家医药储备管理办法 (2021年修订)》的通知)
(工業情報化部等6部門、2021年11月17日公布、2022年1月1日施行)
- ⑨ 「人民検察院による罪受認及び処罰受入事件の処理における意見聴取同時録音録画規定」
(原文: 人民检察院办理认罪认罚案件听取意见同步录音录像规定)
(最高人民検察院、2021年12月2日公布、2022年3月1日施行)
- ⑩ 「減刑、仮釈放事件における実質化審理の強化に関する意見」
(原文: 关于加强减刑、假释案件实质化审理的意见)
(最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部、2021年12月1日公布、2021年12月1日施行)
- ⑪ 「鉄道運輸人身損害賠償紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」
(原文: 关于审理铁路运输人身损害赔偿纠纷案件适用法律若干问题的解释)
(最高人民法院、2021年12月8日公布、2022年1月1日施行)
- ⑫ 「道路交通事故社会救助基金管理規則」
(原文: 道路交通事故社会救助基金管理办法)
(財政部等五部門、2021年12月1日公布、2022年1月1日施行)

中国最新法令 < 速報 >

セミナー情報

- セミナー [『アジア各国の最新法務リスク概覧（通商法/個人情報/労務/コンプライアンス）』](#)
開催日時 2022年1月18日（火）14:00~16:00
講師 江口 拓哉、臼井 慶宜、森 規光、沈 暘
主催 大阪商工会議所

- セミナー [『中国「反外国制裁法」Q&A~日本企業が直面するリスクと留意点~』](#)
開催日時 2022年2月24日（木）10:00~12:00
講師 宇賀神 崇
主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

- 本 『中国経済六法 2022年増補版』
出版社 日本国際貿易促進協会
著者 石本 茂彦

- 論文 「中国最新法律事情（257）中国の「独占禁止法改正草案（意見募集稿）」について」
掲載先 一般社団法人国際商事法研究所 Vol.49 No.12
著者 鈴木 幹太、塩崎 耕平、李 昕陽

- 論文 「輸出禁止・輸出制限技術目録（後編・実務上のポイント）」
掲載先 日本貿易振興機構（ジェトロ）
著者 石本 茂彦、鈴木 幹太、沈 暘

- 論文 「輸出禁止・輸出制限技術目録（前編・概要）」
掲載先 日本貿易振興機構（ジェトロ）
著者 石本 茂彦、鈴木 幹太、沈 暘

NEWS

- **金 春賢 弁護士がMHM 上海 アソシエイトに就任いたしました**
1月1日付にて、金 春賢 弁護士がMHM 上海 アソシエイトに就任いたしました。
今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

中国最新法令 < 速報 >

ます。

➤ パートナーおよびカウンセル就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の10名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

倉持 喜史、石川 大輝、増田 雅史、宮岡 邦生、堀尾 貴将、中野 玲也、朽網 友章、鈴木 信彦、中野 恵太、チョン・チア・チー

また、同日付で7名の弁護士および1名の弁理士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

野間 裕亘、若林 功晃、上田 雅大、黒田 大介、竹腰 沙織、松村 謙太郎、立石 光宏

【カウンセル弁理士】

田中 尚文

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ 新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

中国最新法令 < 速報 >

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴楽天、吳馳、孟立恵、張雪駿、沈暘、李昕陽、崔北媿

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大厦 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大厦 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com